第二種放射線取扱主任者講習	一　放射線の基本的な安全管理に関する課目 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目 三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目 四　放射線の量の測定の実務に関する課目
第三種放射線取扱主任者講習	一　法に関する課目 二　放射線及び放射性同位元素の概論 三　放射線の人体に与える影響に関する課目 四　放射線の基本的な安全管理に関する課目 五　放射線の量の測定及びその実務に関する課目

別表第四（第三十二条関係）

定期講習の種類	課目
一　密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習	一　法に関する課目 二　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い及び使用施設等又は廃棄物詰替施設等の安全管理に関する課目 三　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目
二　放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線取扱主任者（一の項上欄に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習	一　法に関する課目 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目 三　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応に関する課目

［別表を加える。］